

関西支部セミナー『障害のある人の生活を支える制度を知る』参加報告

白石 充

NPO 法人ケアリフォームシステム研究会 代表理事

1. はじめに

今回のセミナーは、突然の交通事故で後遺障害者になってしまったご本人とご家族が、なかなか現実を受け入れられず、不安を抱えながら生活していく中で、保険会社との話し合いや退院後の住宅改修工事について、どのように取り組んで行けばよいのかを、各専門職の立場で話をしていただきました。

2. セミナー内容

2.1 支援する団体の立場から

支援団体の西田氏から、国の経済発展と国民の生活向上は、モータリゼーションの進展によって支えられてきました。しかし、その一方では、自動車事故の発生という「負の部分」が存在します。これをカバーするために自賠責保険や自動車保険などの保険制度がありますが、これらの保険制度だけでは救済しきれない「経済面」と「精神面」に対して支援されなければなりません。年々自動車事故は減って

いるものの、重度後遺障害者数は減っていないとのこと。一般的な「回復期リハビリテーション病棟」での入院期間は180日とされています。重度脊髄損傷者で回復期以降も引き続き治療が必要と、判断された患者の為に委託病床を増やして、障害者のケアにより一層力をいれていくと話されていました。

2.2 支援する弁護士の立場から

だいち法律事務所の藤本氏は、自動車事故専門で弁護をされていて、ご自身の経験談を踏まえながら、交通事故における問題や課題について、丁寧に分かりやすく説明していただきました。その話中で何度も出てくる「症状固定の設定時期」については、大変に興味深く聞かせていただきました。保険会社との自賠責保険の話を具体的に進めていくには、「症状固定」を確定する必要があります。しかし、より重度な障害では、退院した後も続く「治療リハビリ」「家族との生活をするうえでの住環境の整備」「日々の生活で使用する備品」などの費用を、具体的な数字に落とし込んで話し合わなければなりません。その為には、事故の内容を把握し過失割合に間違いがないようにすることが、とても大切と話されていました。よくある例として、被害者が事故前後の記憶が無くなることもあるそうで、加害者の事故状況の説明だけで事件が解決されていくと、仮に過失割合が1割



図1 会場の様子



図2 発表の様子

NPO 法人ケアリフォームシステム研究会

減るだけで、1千万円以上も保険金の支払いが変わる事例もあったそうです。そのようなことがないように、適正な弁護をしていきたいと話されていました。

2.3 住環境整備の立場から

ケアリフォームシステム研究会の武藤氏からは、「交通事故による障害と補償」について、実際に行った住宅改修事例を交えながら話をいただきました。住宅改修工事を依頼された場合、一般的な建築会社は、図面と見積りだけが提出されます。それだけでは、なぜこの様な工事を行わなければならないのかの根拠が示されていないので、保険会社からの提示金額が見積金額より減額されてしまうことが



図3 発表の様子

事者の身体状況を把握できる資料を作成することが重要と話されていました。書類提出後、保険会社から減額の提案が出されたとしても、提出した資料内容を説明しながら、その工事を行う必要性をきちんと説明することで、保険会社も理解して再検討いただける事があるそうです。

3. まとめ

最後に当事者から「事故被害者となった瞬間から、本人と家族の生活は一変します。その日その日の暮らしと、これからどうなるのかという不安だけで、数カ月先の事など考える余裕などありません。だからこそ周囲の方のサポートが大切です」と話されていました。今回の研修を受講させていただき、支援団体の取り組みを理解しておくことの大切さを知りました。また、藤本弁護士、武藤氏の話聞き、交通事故に遭われたご本人とご家族に対して、最善の方策を一生懸命に考えて提案している姿からは、職種は違いますが「ご本人とご家族の幸せの為に」という想いが感じられ本当に素晴らしいと思いました。私達の会の会員も建築の知識のみではなく、より広く知識を得る努力をしていかなければと強く思った研修会となりました。